

## 法定書類閲覧謄写等要領

### 第1条（目的）

当会社の株主または債権者等が、会社法に定める法定備置書類の閲覧または謄写、もしくは謄抄本の交付を求めようとするときは、この要領に定めるところによる。

### 第2条（請求手続）

法定備置書類の閲覧または謄写、もしくは謄抄本の交付を受けようとする者（以下、「請求権者」という。）は、株主または債権者、新株予約権者もしくは社債権者等（以下、「債権者等」という。）であることを証明する書類を提示したうえで、当会社所定の「法定書類閲覧・謄写等請求書」に必要事項を記入し、署名又は記名捺印の上請求するものとする。

2. 請求権者が株主である場合、請求書に個別株主通知の受付票を添付し、かつ、附則に定める株主本人であることを証明する書類（以下、「本人確認書類」という。）を添付または提出しなければならない。なお、当該請求は当会社に個別株主通知が到達した日から4週間以内になされたものでない場合は、当会社は当該請求を拒否することができる。
3. 請求権者が債権者等である場合、請求書に債権者等であることを証明する書類を添付し、かつ、本人確認書類を添付または提供しなければならない。
4. 代理人により請求する場合、本条に定める手続きのほか、本人が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。なお、代理人についても、本人確認書類に準じて、受任者本人であることを証明する書類を添付または提供しなければならない。

### 第3条（手数料）

当会社は、謄写または謄抄本の交付については、以下に掲げる費用または実費および消費税を申し受けることができる。

- |         |  |     |
|---------|--|-----|
| (1) 謄写  | 1枚                                     | 0円  |
| 謄本・抄本   | 1枚                                     | 10円 |
| (2) 郵送料 | 実費                                     |     |
| (3) 消費税 | 請求書ごとの合計費用に、消費税率を乗じ、円未満の端数は切り捨てるものとする。 |     |

### 第4条（閲覧謄写等請求書類）

請求権者は、会社法の定める期間内に限り、当会社の営業時間内はいつでも、所定の手続きを経て、以下に掲げる書類の閲覧または謄写の請求をすることができる。ただし、当該請求の目的が会社法に定める拒否事由に該当する場合、その他閲覧謄写等請求権の濫用等に該当する場合は、当会社は当該請求に応じることを拒否することができる。

- (1) 株主総会議事録
  - (2) 株主名簿
  - (3) 株主総会の議決権行使書面（ただし、請求権者が債権者である場合は除く。）
2. 請求権者は、裁判所の許可を得て、以下に掲げる議事録の閲覧または謄写を請求することができる。
- (1) 取締役会議事録
  - (2) 監査等委員会議事録（2016年2月以前においては監査役会議事録）

#### 第5条（計算書類の閲覧等）

請求権者は、会社法の定めにしたがい、当会社の営業時間内はいつでも、以下に掲げる書類の閲覧を請求し、または第3条の手数料を支払って謄抄本の交付を請求することができる。なお、当該請求権者が株主であり、以下に掲げる書類について閲覧または謄抄本の交付請求があった場合には、第2条第2項の定めにかかわらず、個別株主通知の受付票の添付を要しないこととすることができる。

- (1) 事業報告
  - (2) 計算書類および連結計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表）
  - (3) 同附属明細書
  - (4) 監査等委員会の監査報告書（2016年2月以前においては監査役会の監査報告書）
  - (5) 会計監査人の監査報告書
  - (6) 定款
  - (7) 株式取扱規則
2. 当社は、前項各号の書類を、電子メール等電磁的方法で交付することができる。

#### 第6条（その他）

本要領に定めのない事項については、会社法その他の法令、定款及び株式取扱規則に定めるところによる。

#### （附則）

##### 第1条（本人確認書類）

第2条に定める本人確認書類は、提示時点で有効なもので以下のものをいう。なお、本人確認書類は氏名・住所・生年月日の記載があるものに限るものとする。

- (1) 1点で提示可能なもの
  - ・ 免許証等（運転免許証など顔写真の貼付があるもの）
  - ・ 特別永住者証明書、在留カード
  - ・ 旅券（パスポート）

- ・ 個人番号カード・住民基本台帳カード（顔写真の貼付あり）
  - ・ 各種福祉手帳（顔写真の貼付あり）
  - ・ 官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で写真付のもの
- (2) 以下のいずれか2点で提示可能なもの
- ・ 各種健康保険証・各種年金手帳
  - ・ 各種福祉手帳（顔写真が貼付されていないもの）
  - ・ 住民票の写し・住民票の記載事項証明書（発行から3か月以内のもの）
  - ・ 印鑑登録証明書  
（発行から3か月以内のもの、請求書の印鑑に実印を使用する場合に限る）
  - ・ 戸籍謄本・抄本  
（発行から3か月以内のもの、戸籍の附票の写しが添付されているもの）
  - ・ 官公庁から発行・発給された書類（顔写真が貼付されていないもの）
2. 本人確認書類上の住所と申請書の住所が相違している場合、住居の記載のある補完書類として、公共料金の領収証書などで領収日付などが6か月以内のものの原本を提示する。

<制定・改定履歴>

2017年3月23日 制定

以 上